(令和6年度~)景観形成活動支援補助金のイメージ(1/2)

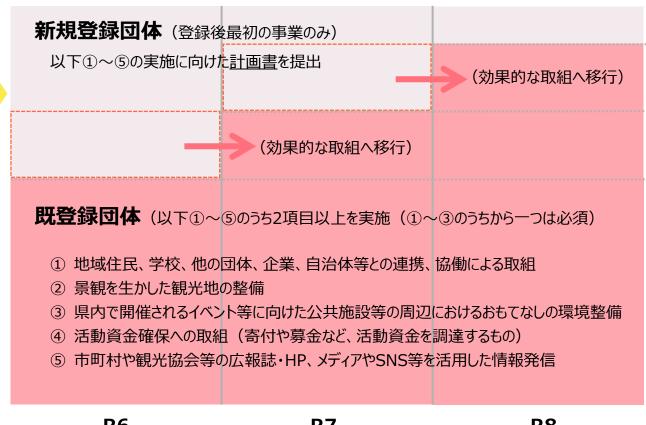
【補助対象事業】

- 景観の保全、創出
- 景観を地域資源として活用するための活動
- 普及啓発、人材育成

【改定イメージ】

活動の効果の更なる向上等を目指し、取組の発展に必要な活動への補助にシフト

団体の登録促進



R6 R7 R8

(令和6年度~)景観形成活動支援補助金のイメージ(2/2)

【補助対象事業の要件】

1.連携/協働

新たな担い手の確保や、県民の景観活動への参加のきっかけとなる取組にするため、地域住民や企業、学校等と連携、協働して事業を行う。



地元住民や企業等へ呼びかけを行い、植栽活動やワークショップ、講演会等を実施する。





学校や複数の団体の連携・協働により、新しい観光 資源を創出。 (左:高千穂峡、右:長田峡)

2. 観光地整備

県や市町村、観光協会等が観光 地として紹介しうる施設や区域等 を、景観活動を通じて、より魅力的 で快適なものに向上させるための事 業を行う。







景観資源を活用した魅力的な観光地づくりや、 視点場の整備による快適性の向上に貢献。

3.おもてなし

県内で開催されるイベント等に訪れる方々が利用する公共施設(空港や駅等)やその他周辺地域における、おもてなしにつながる事業を行う。



- ※ 1 ~ 5 のうち、2つ以上を実施する。
- $%1 \sim 3$ のうち、必ず 1 つ以上を実施する。

4.資金確保



寄附や募金など、活動資金を 調達するために必要な事業を 行う。

5.情報発信



自治体等の広報誌・HPやメ ディア、SNS等を活用した積極 的な情報発信を実施する。